

まちぢから通信

Vol. 3

(平成30年3月31日)

発行：小出地区まちぢから協議会
<http://c-machi.sakura.ne.jp/wp/koide/>



～みんな来い・恋・ふるさと小出～



(下寺尾遺跡部会)

<式典プログラム>

- ・あいさつ ・七堂伽藍跡碑解説
- ・建碑の思い出 ・民話「七堂伽藍」
- ・講談「七堂伽藍跡碑」 講談師 神田山吹
- ・小出小6年生発表
「(仮称) 史跡公園未来予想図」
- ・今後の史跡整備 ・記念写真撮影 など

平成29年12月16日(土)10時～13時、建碑前広場(めぐみの子幼稚園駐車場)にて「七堂伽藍跡碑建碑60周年記念式典」が関係者百数十名の参列のもと、盛大に実施されました。「まちづくり・人づくり」として記念すべき一日となりました。

(次ページに式典の様子を掲載しました。)

矢野実行委員長の挨拶から式典がスタートしました。



茅ヶ崎市教育委員会より七堂伽藍跡碑の解説と説明板新設の報告がありました。この説明板です。↓



小出小学校6年生による「史跡公園未来予想図」の研究発表です。



←マスコットキャラクターが可愛いです。



ロゴ入り巾着とタオルも販売しました。(当日限定!) →



←美味しいロゴ入りあんぱん(実はこの焼印に一番力が入りました!)

茅ヶ崎民話の会の皆さんによる「七堂伽藍」の朗読上演です。



式典の最後に記念写真を撮りました。



(まちぢから協議会では「七堂伽藍汁」「ロゴ入りあんぱん」「焼き鳥」「焼きそば」「コロッケ」「記念 Goods」などを販売し、式典を盛り上げました。)



お役立ち「小出地区マップ」が完成しました。

社会福祉部会が中心となり、各部会及び関係機関のみなさまの全面的協力のもと、約1年かけて、この度ようやく完成し、平成30年3月に全戸配布と関係部署への送付をすることができました。ご家庭や各自治会、学校や各種サークルの活動に是非ご利用ください。今後、マップを活用した「まち歩き」等の催しを計画したいと考えております。

福祉・医療

広げよう ふれあいの輪 支えあいの輪
支えられる人 から 支える



地域包括支援センターわかば
専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が小出地区にお住まいの高齢者や家族に対し、介護・医療・福祉のあらゆる相談に対応。
月～土曜日 8時30分～17時
TEL: 33-5410
場所：小出中心付近 拡大図

福祉相談室わかば
地域包括支援センター内にあり、年齢問わず小出の全地域住民を対象とした保健・福祉に関する初期相談窓口。
月～金曜日 8時30分～17時
TEL: 53-8844

小出地区ボランティアセンター
日南支庁活動、訪問活動、見守り活動
毎週火・金曜日 9時30分～12時
TEL: 96-0901
場所：吾妻荘

保存版

お役立ち 小出地区 マップ




～みんな来い・恋～
ふるさと小出

P 2-3 福祉・医療

P 4-5 歴史・史跡

P 6-7 自然

P 8-9 防災

P10-11 こども育成



編集・発行 茅ヶ崎市 小出地区まちぢから協議会

「お役立ち 小出地区マップ」発行によせて

平成30年3月吉日

この度、小出地区まちぢから協議会では、小出地区の魅力や生活に密着した施設などの情報（医療・福祉、史跡、自然、防災、こども育成）を一つにまとめた「お役立ち 小出地区マップ」を作成しました。

小出地区には、自然豊かな里山、田んぼ、谷戸、さらには国史跡の指定を受けた下寺尾官衙遺跡群や神社仏閣などの史跡があります。また、先祖代々、古くから生活をしている住民と湘南ライフタウンの様に市外から移住した住民、文教大学や慶応義塾大学に通う学生など、様々な住民の方々が暮らしている地区です。

このような地区の背景のなかで、先祖代々、古くから生活している方々には、小出地区の魅力を再発見するきっかけとなるように、市外から新たに移住してきた方々には、小出地区の魅力を伝えるきっかけとなるように、地域の力を活用して、事業を進めてまいりました。

近年、社会経済状況の変化や価値観の多様化などによって、人々の生活スタイルは、大きく変わってきています。人々の地域に対する親近感の薄れやご近所同士の親交の機会が減るなか、この「お役立ち 小出地区マップ」を活用して、各自治会活動やサークル、ご近所同士で顔の見える関係づくりのきっかけとなるよう「まち歩き」イベントの企画や散策、ウォーキングなどに活用していただければ幸いです。

発行にあたり、企画作成にご協力いただきました皆様と、この事業の主旨にご賛同いただいた企業及び事業所の皆様には心よりお礼を申し上げます。

小出地区まちぢから協議会においては、今後マップを活用したイベントを企画する予定ですので、たくさんのご参加をお待ちしております。

小出地区まちぢから協議会 会長 矢野福徳

パークゴルフを体験してきました。(スポーツ健康部会)

平成 30 年 2 月 4 日 (日)、スポーツ健康部会・社会福祉部会共催で体験パークゴルフを楽しみました。場所は中井中央公園パークゴルフ場です。初めての試みということと寒中のため、今回は 5 名の参加者でした。2 回目以降も計画しておりますので、是非是非お誘いあわせてご参加ください。楽しいですよ。

(神奈川県が作成したパークゴルフ冊子の一部です→)



パークゴルフで健やか生活

自然豊かな県西地域で「未病」を改善しよう！

県西地域は、豊かな食、自然、温泉に恵まれ、「未病」を改善するのにぴったりの地域です。

「未病」とは？

人の健康状態は、ここまでは健康、ここからは病気に明確に区別できるわけではなく、健康と病気の間で連続的に変化しており、その状態を「未病」といいます。

健康 未病 病気

「未病」を改善するとは、特定の病気になってから治療するのではなく、普段の生活において「心身の状態を整えて、より健康な状態に近づける」ことです。食生活や運動、社会参加などライフスタイルを見直すことで、健康に近づけていくことができます。

食 季節ごとのとれたてで美味しい食材を味わおう

運動 豊かな自然や緑を楽しみながら体を動かす

癒し 新鮮な空気のなか、森林や温泉で心身を癒す

県西地域活性化プロジェクト

神奈川県・県西地域の食や自然、温泉などの魅力を生かし、「未病の改善」をキーワードに、住む人や訪れる人の健康長寿を目指すとともに、地域の魅力を高める新たな活力を生み出すため、県西地域活性化プロジェクトを実施しています。

新鮮な野菜やフルーツ、相模湾の魚介類

様々なパークゴルフ場

温泉や森林浴

県西地域活性化 視察

ごみ山（産廃）解決のため請願書を提出しました。(自治会長部会)

これを受け、神奈川県が措置命令を発令しました。

神奈川県湘南地域県政総合センター 所長 様 平成 29 年 11 月 4 日

堤・下寺尾 地区の産業廃棄物撤去についての請願書

日頃より、県民の安全・安心のため県政の運営にご尽力を頂き感謝申し上げます。また、当該自治会の様々な活動に対しまして、ご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまでも繰り返し要望しております 茅ヶ崎市 堤 4010 番地 他 2 と 下寺尾 1824 番地の産業廃棄物につきまして、早急な撤去をお願い致したく、ここに請願書を提出致します。

当該地におきましては、茅ヶ崎市の 3 大祭りの 1 つである大岡節の幕前祭も毎年行われており、今回の産業廃棄物につきましては、湘南地域県政総合センター のご担当者の方への訪問や電話連絡等を継続的に行っており、立入検査や指導等を実施しているとの回答を頂くのみで、全く進展が見られないのが実情です。

しかしながら、現在でも 近隣の道路へ廃棄物が崩れてきていることから、ゲリラ豪雨や強風と重なると、さらなる危険性が増すのではないかと大変危惧しているところです。

また、ご存じのように当該地につきましては、近隣の小・中学校の通学路に該当していることから、其々の PTA の方々と連携し、一部通学路を変更する等の方策を講ずることで、子供達の危険性は当面の間、回避されると考えておりますが、根本的な解決には至っておりません。また、奥には障害者の通所施設があり、朝夕送迎車が通行しております。

こうした実情を鑑み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、当該地に対しまして、立入検査を実施し、行為者に対し早急に廃棄物の撤去に向けた措置を講ずるよう指導をお願い致します。

なお、本要望書とともに、近隣住民の総意として、別添の署名一覧を添付させて頂きますので、何卒宜しくお願い致します。

わたくしらは神奈川県民として、神奈川の環境政策の基本目標である「次世代につながる、いのち輝く環境づくり」の実現を願うものです。以上

・小出まちから協議会会長 矢野福徳 小出小学校 校長 野木直樹

・小出自治会連合会 会長 永澤謙男 小出小学校 PTA 会長 黒沼 晶子

・堤下自治会 会長 台野久雄 北陽中学校 校長 高倉一生

・下寺尾自治会 会長 佐藤次男 北陽中学校 PTA 会長 松本由香里

平成 29 年 11 月 24 日 (金)、小出地区のごみ山解決のため、神奈川県と茅ヶ崎市に請願書を提出しました。これを受け神奈川県は、廃棄物処理法に基づき、平成 29 年 12 月 11 日付で、不適正保管事業者に対し措置命令を出しました。適正処理期限が平成 30 年 4 月 19 日とのことで今後の動向を見守っていきたいと思います。

(神奈川新聞 平成 29 年 12 月 13 日付記事↓)

ケースファイル

●産廃を放置、県が措置命令 県は12日までに、産業廃棄物を不正に放置していたと見て、茅ヶ崎市の建設業の男性に対し、廃棄物処理法に基づき、適正に処理するよう措置命令を出した。処分は11日付。

県湘南地域県政総合センター環境部によると、男性は同所などの空き地に、建設廃棄物や、がれきなどを産業廃棄物処理基準で定める高さを超えて積み上げるなどした。崩れて隣地の生活環境に支障を生じる恐れがあったという。県は今年25日から来年4月19日までの間に、適正に処理するよう求めている。

